

〈海外レポート〉

部落問題に関するドイツ語圏内の最近の動向

金子・マーチン

一、はじめに

一九八〇年十二月に開催された国際人権シンポジウムにおいて私は部落問題がドイツ語圏内ではいかに紹介されてきたかを報告する機会を与えられた。そこで指摘したように、その紹介は差別語の無造作な使用、民族・宗教・職業起源説などの歴史的誤認、部落分散論の提唱、被差別者に対する偏見・差別意識の露見など多くの問題を含むものである（『部落解放』一六一号参照）。ドイツ語出版物に見る部落問題に関する記述は、一九七九年からその量を急増し、その傾向が最近は一層強まっているといえる。だがその内容の面では進歩があまり見られず、後述のように差別問題にまで発展したものもある。以下、最近のドイツ語

圏での部落問題紹介、及びそれに関連した差別問題を概観する。

二、出版物に見る部落問題

①クノ・マウエル著『サムライ』（一九八一年刊）
(Kuno Mauer, "Die Samurai")

徳川身分制についての記述で「エタ・ヒニン」身分にも触れており、これを無視してきた過去の多くの書物と比べて進歩が見られるが、その内容は次のようなものである。

「ヒニン（非人間）は当時の社会では最下層に属していた。これらは主に乞食であった。（中略）エタ（不浄な人間）はなめし工、皮革工や死刑執行人、または死んだ家畜を埋める皮はぎ屋であった。その職業故に不浄となった。」

そして「エタは朝鮮の捕虜の子孫」であったことが差別の根拠として上げられている。またもや民族及び職業起源説である。

②マーティン・シュヴァント著『日本列島』第二巻（一九八一年刊）

(Martin Schwind, "Das Japanische Inselreich," Band 2)

「一八六九年以来、部落民（という用語）は明治立法以前に完全な市民的権利を所有していなかった少数集団の総称となっている。それには様々な由来の少数集団、アイヌも、日本に帰化した朝鮮人も、そして特に（略）アメリカの黒人とその社会的地位が似ているエタも含まれる。（略）法務省発表の調査によれば、一九七二年には部落民に対する違法行為が三、六〇〇件以上処理され、その多数はエタに関係していた。」

この場合は「部落民」という用語が、日本の被差別者の総称として誤って紹介されているのである。

③アリアネ・デトロフ、ハンス・キルヒマン共著『労働国家日本』（一九八一年刊）

(Ariane Detloff/Hans Kirchmann, "Arbeitsstaat Japan")

著者二人は元日本駐在の新聞特派員であり、ドイツの労働

組合紙の記者としても活躍している。『労働国家日本』は日本の経済・政治体制を厳しく批判した、労働者の立場から書かれた新書版の書物である。その序文には執筆の意図が、日本人に対する人種差別的な敵意を呼び起こそうとするものでは断じてなく、日本の支配層と民衆の間の矛盾を明らかにし、それによって日本の労働者階級との連帯を呼び掛けようとするものであると書かれている。この本の内容にはいくつかの認識不足やヨーロッパ中心主義的な点が見えないでもないが、ヨーロッパの政治家、企業家、マスコミが日本資本主義を美化し、ヨーロッパの労働者は日本の労働者の「勤労意欲」、「謙虚さ」を見習えと労働運動を攻撃する大々的キャンペーンを繰り広げている現状下でのその出版は意義深い。

この『労働国家日本』には二ページ半にわたって部落問題に関する記述がある。部落民に対する就職・結婚差別、「地名総鑑」とそれに対する解放運動の闘い、東京の荒川、墨田、木下川の部落における劣悪な生活環境などが紹介されている。残念なことに部落差別の歴史的原因はやはり職業的に説明されている。

④ミハエル・ユングフルト他著『日本レポート』（一九八一年刊）

(Michael Jungblut, u. a. "Japan-Report")

同書は一九八一年四月に「ディ・ツァイト」紙（"Die Zeit"）に連載された「日本報告」をまとめたものである。その中で「無権利状態に近う」部落民の存在と、就職・結婚差別などが簡単に紹介されている。

⑤『シュテルン』九月二四日号（"Stern"）

発行部数八〇〇万のドイツの大週刊誌「シュテルン」は「神話の日本」と題する別冊特集を組んだ。その中に「繁栄の陰で」という写真を含めて七ページの記事があり、部落民、在日朝鮮・韓国人、釜ヶ崎の日雇い労働者、原発の下請け労働者などの状況が比較的詳しく説明されている。このような一般向け週刊誌としては画期的なことであろう。

三、運動の国際連帯

ドイツの被抑圧民族協会（Gesellschaft für bedrohte Völker）とらう人権擁護、差別撤廃のために闘っている組織の機関誌、『ポグロム』（"Pogrom"）八二号に狭山裁判の不当性を訴える記事と、拙稿「日本の被差別者―部落民」が掲載された。すでに一九七三年、被抑圧民族協会はジョージ・デヴォス教授（George DeVos）の手になる『不可触民―部落民』という小冊子を発行しているが、そ

れは極めて差別的内容のものであった。その批判は植松健郎氏が「差別とたたかう文化」九号において展開されているので、参照された。

被抑圧民族協会は『ポグロム』誌とは別に『第四世界の現実―報告・解説・行動』（"Vierte Welt Aktuell—Nachrichten, Kommentare, Aktionen"）とらう出版物も刊行している。その二二号でも狭山裁判の不当性が取り上げられ、同時に東京高裁に対して抗議文を送るよう呼び掛けられた。その結果、再審をできるだけ早く開始するようにとの二十通を起す要請文がドイツから東京高裁に送られたということがある（『解放新聞』一〇四二号）。その背景としては、一九八一年度から部落解放研究所が反差別の国際交流を目的として定期的に発行している英文の "Buraku Liberation News" の力が大きかったようである。

四、差別問題

部落問題に対する国際的関心の高まりにつれて、差別問題も生じるに至った。一九八一年二月、ベルリン自由大学東アジア研究所において「国際関係における日本の経済社会発展」というシンポジウムが開催され、私は「マイノリティ政策から見た日本における民主主義の理解と発展」と

題して部落問題、「同和」行政に関する報告を行なった。この報告に対してシンポジウム参加者の有賀弘東京大学教授は、「私は部落問題はもうマイノリティ問題ではないと考えます。東日本、東京などではもう大きな問題はありません。私の妻は部落出身ですが、問題は全くありません。日本共産党と部落解放同盟の対立は金銭問題です。」などの発言をされた。そして東日本にも部落差別は存在するという反論に対しては、「いいえ、部落は全くない。」と断言させられたのである。この差別問題についてはすでに『解放新聞』一〇三六号、『部落解放』一七五号に詳しく報告されているので、ここではこれ以上触れない。

差別問題貿易界においても発覚している。ウィーンで発行されている「インタナツィオナーレ・ヴィルトシャフト」紙（「Internationale wirtschaft」）の一九八一年五月十五日号にはオーストリア製品の日本輸出に関する記事が掲載され、その中でオーストリア製靴企業連盟のフランツ・ヘルンター氏談（Franz Herunter）として次のようなことを紹介している。

「日本は前世紀から革靴の輸入を無条件に禁じている。明治天皇は農民を新たな地域に移住させ、牛の飼育を命じ、その代りに皮をなめし加工する特権を与えた。これらの人々は今日ではあなどることのできないエッタ集団とい

う圧力団体に成長した。この集団を保護するために昭和（「同和」の誤り、注）の法令が定められた。」

これに対して日本の靴産業の歴史、部落産業の現状、及び「エッタ」という用語の差別性を述べた投書は私は新聞社に、そしてそのコピーをヘルンター氏に送った。当初、「インタナツィオナーレ・ヴィルトシャフト」紙編集長はその掲載を約束したが、その後「日本専門家」を自称するヘルンター氏はそれを阻止しようと、オーストリア経済院（Bundes - wirtschaftskammer）及び皮革産業連合に手を回し、それらの団体から手紙、電話で投書の発表を見合わせるようにと言ってきた。そしてヘルンター氏からは次のような強圧的内容の手紙を受けとった。

「私は日本の靴業界の指導者を五十人以上も知っており、多くの企業主や重役、様々な省の担当者たちと長年の友情によって結ばれている。輸入に関する討論ではエタも圧力団体も常識用語である。一九五二年に制定された同和保護法については輸入協会役員のア氏を通じて知るにおよび、断じて無責任な情報を受けたものではない。関係業界において最大の尊敬を受けてきたB氏もエタや圧力団体という用語を使用しており、これが事実在即した当然のものであると確信している。」

張が単なる無知から生じたものではないことは明らかである。また事情を充分に知らない外国人に対して、存在もしない「一九五二年の同和保護法」なるものをでっち上げ、部落民が日本の皮革・靴産業を独占しているかのごとき印象を植え付けた日本側関係者の責任は重大である。

確かに奈良県下の部落企業が大きな比重を占めるスキー靴（プラスチック）に関しては、輸入品が総需要の半分を超えた一九七五年に、関税が十パーセントから二十七パーセントに引き上げられた。このような関税政策は自国産業を保護するため、どの国でも講じるであろう当然なものといえる。そしてこの関税引き上げにもかかわらず、一九八〇年には輸入品が総需要の七〇パーセントを占めるに至り、オーストリアから日本へのスキー靴輸出量も一九七五年から八〇年の間に、絶対数で二倍の伸びを見せた。ただし日本の輸入スキー靴全体に占めるオーストリア製品の割り合いは大きく落ち込んだ。これは日本スキー靴市場において、オーストリアがイタリアとの競争に破れた結果であって、もちろん部落のスキー靴製造とは何ら関係ないのである。にもかかわらず、オーストリアスキー靴業界のヘルンター氏は自らの商売上の失敗の責任を部落民に転嫁するよ

うな悪質な主張を新聞紙上で行なった。

この問題に関してはその後オーストリア経済院が「仲

裁」に乗り出し、ヘルンター氏と私の話し合いが企画されたが、彼はこれを再三にわたって拒否し続けた。そして新聞社への投書は結局黙殺されてしまった。だがそれとは別にオーストリアの総合雑誌『エキストラブラット』（「Extrablatt」）一九八二年一月号は、この問題と、それへの非民主的対応について報じた。

この差別問題は偶然発覚したものであるが、同種の事件が表面化せずに世界各地で起こっていると考えねばなるまい。このような問題に対処するため、日本の関係各省や団体は十分な対策を講じてきたであろうか。外務省によって「同和問題」という英文十八ページの小冊子が一九七七年に発行されたのみである。

日本貿易振興会は外国における対日理解の促進をはかるための目的で、マスコミ関係者などを日本へ招待しており、一九八一年五月にはオーストリアから保守系有力新聞「ディ・プレッセ」紙（「Die Presse」）のエリッヒ・ホールン氏（Erich Hoorn）を二週間日本へ招いた。帰国後、ホールン氏は「ディ・プレッセ」紙六月十三日・十四日号に日本に関する長文の記事を執筆しており、その中で差別問題についても触れている。しかしその内容は次のようなお粗末なものであった。

「日本は単一民族であるから、外国人労働者や人種差別

の問題はまずない。比較的大きな朝鮮・韓国の少数民族がいるのみで、それも大体は孤立している。二〇〇万の部落民の集団も権利が保証されていない。彼らは日本人ではあるが、皮なめしや肉屋などの「不浄」な職業の人々によって形成されている。」これが日本取材旅行で得た認識なのである。

日本の近代皮革産業は「到底穢多ノ手ヲ以テ為シウベキ業ニアラズ」(『大阪商業史資料』)という差別的見地と、その一方における部落の零細・家内工業の徹底的利用・支配の上に発展してきた。そして現在では部落内皮革業は崩壊の危機にさらされている。ところが日本の皮革業界や貿易の指導的立場にある人々の一部は、日本の皮革産業が部落民によって独占されており、皮革製品の輸入制限が部落解放運動の不当な圧力によるものであるかのごとき悪質極まりないデマ宣伝を行ない、差別を外国にまで流布させたのである。それに加えて日本の関係各省や団体も、外国におけるそのような予断と偏見にみちた誤解を取り除くための対策を怠ってきたといわねばならない。これらのことを先に紹介したふたつの新聞記事は証明している。このような差別問題を繰り返さないため、日本側関係各省や団体の誠意ある対処を期待したい。

部落解放研究編

日本における差別と人権

解放出版社 定価 980円

《も く じ》

- ・被差別部落の実態と差別の論理……………村越 末男
 - ・在日韓国・朝鮮人の実態と人権擁護……………金 東 勲
 - ・沖縄の歴史と差別の実態……………上江洲 久
 - ・国内少数民族の人権—アイヌの実態……………成田 得平
 - ・障害者差別の実態と基本的人権……………銭本三千年
 - ・婦人差別の実態と人権擁護……………柴山恵美子
 - ・国際人権規約の発効と今後の課題……………友永 健三
- 資 料・国際人権規約など